

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、**陳述書の提出が必要**となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となる場合があります。**※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。**

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人) 本人用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
私は、暴力団員等ではありません。			
私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。			
☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。			
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(個人)	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名	(印)	
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 西暦	

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人) 代表者用)			
大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。			
当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。			
☐ 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。			
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(法人) 代表者	法人の所在地	〒	
	法人の名称		
	代表者氏名	(印)	
	役 員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり	

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。
- 事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおりに正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)
※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項			
1 代表者	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名		
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	
2	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 西暦	
	住 所	〒	
	(フリガナ)		
	氏 名		
3	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 西暦	
	住 所	〒	
	(フリガナ)		
4	氏 名		
	性 別	☐ 男性 ☐ 女性	
	生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 西暦	
	住 所	〒	

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 7 月 8 日

大阪地方裁判所第 14 民事部

裁判所書記官 安 達 正 彦

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 7 月 23 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 7 月 30 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 8 月 6 日 午前 9 時 30 分 場 所 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎 3 階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 8 月 20 日 午前 10 時 00 分 場 所 大阪地方裁判所第 14 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り, 買受けを申し出ることができます。

一般の閲覧に供するため, 令和 7 年 7 月 8 日午前 9 時から入札期間最終日午後 4 時 30 分まで物件明細書, 現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎 3 階物件明細閲覧室に備え置きます。

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	8,350,000 6,680,000		1,670,000	61,346	14,403



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 池田市木部町 177 番地 1

建物の名称 サンロイヤル池田

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 木部町 177 番 1 の 212

建物の名称 212 号

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 2 階部分 79.95 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 池田市木部町 177 番 1

地 目 宅地

地 積 3539.65 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 10 万分の 1214



物件明細書

令和 7年 5月29日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 安達正彦

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

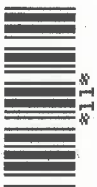
本件債務者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 池田市木部町177番地1

建物の名称 サンロイヤル池田

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 木部町177番1の212

建物の名称 212号

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 2階部分 79.95平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 池田市木部町177番1

地 目 宅地

地 積 3539.65平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 10万分の1214



令和 6年(ヌ)第 241号
令和 7年 1月30日受理
令和 年 月 日提出
7.3.11

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 白 井 克 典

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 池田市木部町 177 番地 1

建物の名称 サンロイヤル池田

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 木部町 177 番 1 の 212

建物の名称 212 号

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 2 階部分 79.95 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 池田市木部町 177 番 1

地 目 宅地

地 積 3539.65 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 10 万分の 1214

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	池田市木部町177番地の1-212号 サンロイヤル池田（住居表示未実施）		
建 物	物件1		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積： {		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
管理費等の状況	☒ 次のとおり 管理費 8,370円 修繕積立金 13,255円	令和7年1月31日現在 ☒ 滞納はない ☐ 滞納がある 年 月分～ 年 月分 計 円 ☐ 不明	
管理費等照会先	柏栄建物株式会社		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
敷 地 権	符号1		
現況地目	☒ 宅地（符号1） ☐ 公衆用道路（符号 ） ☐ （符号 ）		
形 状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
敷地権の種類	☒ 所有権（符号1） ☐ 地上権（符号 ） ☐ 賃借権（符号 ） ☐ （符号 ）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日 [		
敷地権以外の土地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

1 表札等の表示

表札 前所有者の姓名

集合郵便受け 所有者の姓

2 敷地権の目的たる土地（符号1）の現況について

(1) 敷地権の目的たる土地は、目的建物の存在するサンロイヤル池田という名称のマンション及び付帯施設の敷地部分となっている。また、北西部分に電柱が設置されている。

(2) 敷地権の目的たる土地は、建築基準法上の道路に接面している。

3 目的建物の現況について

(1) 目的建物の形状は、概ね間取略図のとおりである。

(2) 目的建物内部の状況は、経年相応の状態である。

(3) 目的建物内には衣類や寝具等が存置されている。

4 管理費等以外に所有者が負担するものとして、駐車場使用料月額10,000円、バイク置場使用料月額500円がある。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
所有者の姉	目的建物は、私の弟が住居として使用しています。 目的建物の不具合については把握していません。
池田市課税担当者	家屋の課税について、評価証明書には登記床面積が記載されており、課税床面積は記載されていません。目的建物の課税床面積は、共用部分を区分所有者の持分に応じて案分して課税するため登記床面積より大きくなります。 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和 7 年 1 月 30 日 9:15 - 9:20	大阪法務局北出張所	公図等調査
令和 7 年 1 月 30 日 10:15 - 10:20	執行官室	管理会社照会 (電話)
令和 7 年 1 月 30 日 12:15 - 12:20	大阪市淀川区西中島 4	管理会社照会 (持参)
令和 7 年 2 月 7 日 13:25 - 13:45	物件所在地	物件及び占有確認
令和 7 年 2 月 7 日 14:05 - 14:20	池田市役所	課税等調査
令和 7 年 2 月 9 日	執行官室	所有者から聴取 (電話)
令和 7 年 2 月 21 日 11:00 - 11:20	物件所在地	立入調査 (評価人帯同) 所有者の姉と面談

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局池田出張所管轄)
令和7年1月30日 大阪法務局北出張所

令和7年1月30日

大阪法務局北出張所

燈品會

(6枚目)

請求番号：29-4

圖面平面各階

家屋番号
木部町
177-1-212

木部町
177-

家屋番号

圖面
圖面
階平
物建
各各

池田市本郡町177番地1・177番地15-
建物の所在

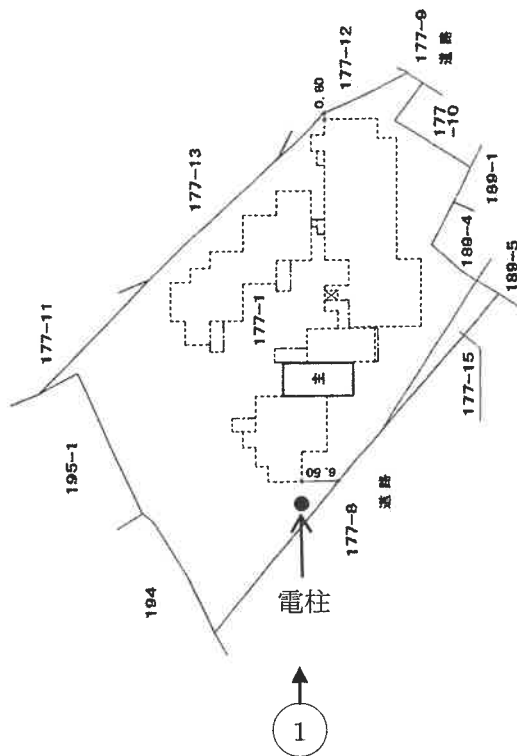
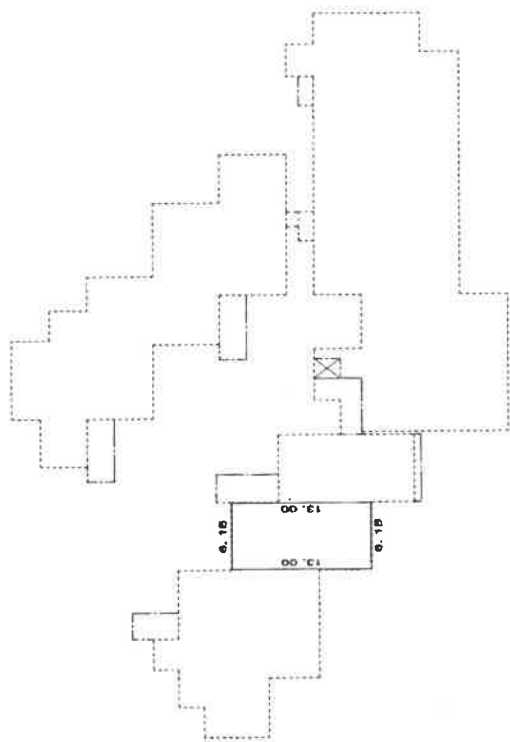
變區

307791

續面床 物建分區

建築物の存する部分の2割

(◀○ 写真撮影場所・方向)



血 脂 表

13.00 x 8.15 = 79.9500

78. 9500

79. 9500

植物番号 212

作製者

土地家屋調査



母語

尺 縮

1/500

16年8月4日(製作)

尺 縮

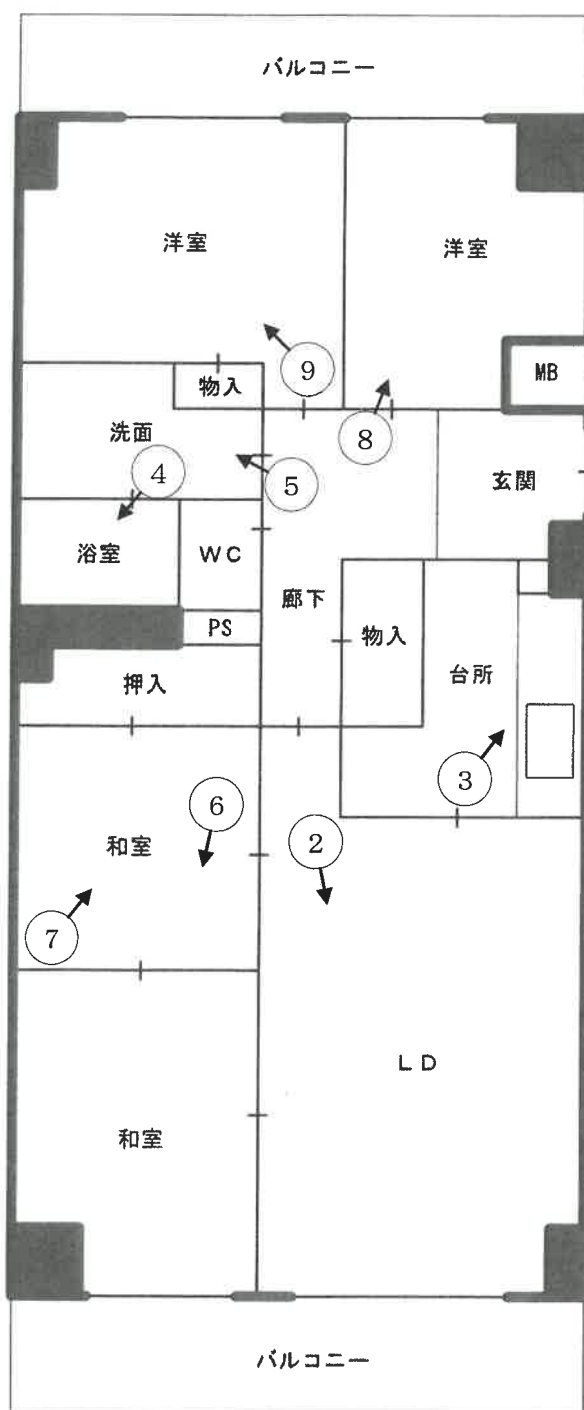
1000/

(大阪土地家屋調査士会)

A 4版に縮小

平成16年8月6日 登記

間取略図





1

目的建物が所在する
一棟の建物



2



3

	4
	5
	6



7



8



9

令和6年（ヌ）第 241 号

令和7年2月21日 現地調査

令和7年5月7日 評 価

大阪地方裁判所 第 1 4 民事部 御中

評 価 書

(敷地権(所有権)付マンション)

評価人 不動産鑑定士

中 野 聡

第1 評価額

物件番号	評 価 額
物件1	金 8,350,000円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	(一棟の建物の表示) 所 在 建物の名称 (専有部分の建物の表示) 家 屋 番 号 建物の名称 種 類 構 造 床 面 積 (敷地権の目的である土地の表示) 土地の符号 所在及び地番 地 目 地 積 (敷地権の表示) 土地の符号 敷地権の種類 敷地権の割合	物件目録記載のとおり	同左
番号	特 記 事 項		
—	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

位置・交通	阪急宝塚本線 池田駅 阪急バス 木部停留所 (別添「位置図」参照)		北方 道路距離 約1,900m 南西方 道路距離 約350m
付近の状況	共同住宅、一般住宅等が見られる地域		
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域	
	用途地域	第1種住居地域	
	建ぺい率	60%	
	容積率	200%	
	防火規制	建築基準法第22条区域	
	その他の規制	宅地造成等工事規制区域・日影規制・河川保全区域等	
画地条件	規模	3,539.65㎡	
	形状	不整形	
	間口・奥行	間口約45m(西側)・奥行約48m	
	高低差等	ほぼ等高	
接面道路の状況	西側	幅員約7m舗装市道(建築基準法第42条2項道路)	
	東側	幅員約10m舗装国道(建築基準法第42条1項1号道路)	
	接道状況	二方路	
土地の利用状況等	現況	地上6階建の共同住宅の敷地	
	東側	道路	
	西側	道路	
	南側	公園等	
	北側	駐車場等	
供給処理施設	上水道	あり	
	ガス配管	あり	
	下水道	あり	
	(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、担当部局での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
土壌汚染等	土壌汚染の可能性の有無について、土地の閉鎖登記簿謄本、過去の住宅地図等からの土地利用履歴調査を行ったところ、従前工場であった記載が確認された。汚染の有無等詳細は不明であり、確実な情報を得るには、専門家による土壌調査を要する。		
特記事項	南側市道との間に市有地が介在しており、直接的に接面はしていない。		

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	サンロイヤル池田	
建物の用途	共同住宅 (総戸数 83戸)	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日	昭和57年8月4日新築
	経過年数	約43年
	経済的残存耐用年数	約12年
構 造	鉄筋コンクリート造・陸屋根・6階建	
仕 様 (分譲時資料より)	屋 根	アスファルト防水
	外 壁	吹付タイル等
	その他	駐車場は41台(月額10,000円/台)。調査日現在空きなし。
設 備 等	メールボックス・エレベーター・駐輪場等	
建物の品等	普通程度	
管理の形態等	管理組合： サンロイヤル池田 管理組合 管理方式： 委託管理 管理会社： 柏栄建物株式会社 管理形態： 日勤	
管理の状況	普通程度	
特 記 事 項	・修繕積立金：69,648,058円(令和6年12月31日現在) ・調査日現在大規模修繕工事の予定はないとのこと（管理会社からの回答による。）。 ・建築確認あり、検査済証あり。 ・スキップフロア構造。 ・目視の限度において、有害物質（アスベスト含有建材等）使用の有無等は不明である（確定的な内容については、専門機関による調査を要す。）。	

(2) 専有部分の概要

構 造	鉄筋コンクリート造 1階建	
位 置	2 階 (212号室) 開口部の方位：南西側	
床 面 積	79.95㎡ (登記面積)	
間 取 り	4 L D K	
仕 様	天 井	クロス貼等
	床	フローリング, 畳等
	内 壁	クロス貼等
	設 備	ユニットバス, システムキッチン等
	その他	特になし
保守管理の状態	壁面・床等に汚れ、変色、疵等が見られた。概ね経年相当の劣化であると推察される。	
管 理 費 等	管 理 費	8,370 円(月額)
	修繕積立金	13,255 円(月額)
	滞 納 額	なし (令和7年1月31日現在)
専有部分の利用 状況等	所有者が居住して占有している。	
特 記 事 項	・設備機器の動作については未確認。 ・課税面積は、登記面積に共用部分が加算されているとのこと。但し、公課証明に課税面積の記載はない。 ・駐車場使用料、バイク置場使用料の負担があるとのこと。	

第5 評価額算出の過程

本件においては、積算価格、比準価格及び収益価格をそれぞれ求め、試算価格を調整の上、評価額を後記のとおり決定した。

I 積算価格の試算

建物の価格に、敷地権価格を加算して、積算価格を試算した。

1 建物の価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

再調達原価 (円/㎡) ア	専有面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) エ(ア×イ×ウ)
340,000	79.95	0.23	6,252,000

イ 専有面積：登記面積による。

ウ 現価率

経過年数 約43年

経済的残存耐用年数 約12年

観察減価 10%

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\begin{aligned}\text{現価率} &= \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} 12\text{年} / (\text{経過年数} 43\text{年} + \\ &\quad \text{経済的残存耐用年数} 12\text{年}) \} \times (1 - 0.1) \\ &= 0.23\end{aligned}$$

※観察減価は中古建物に係る市場の特性、管理状況等を考慮して査定した。

2 敷地権価格

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	敷地権割合 オ	敷地権価格 (円) (千円未満四捨五入) カ(ア×イ×ウ×エ×オ)
108,000	0.95	3,539.65	0.97	$\frac{1,214}{100,000}$	4,277,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価調査 川西 (県) -9

$$\begin{array}{ccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} \\ 131,000\text{円/㎡} & \times 102.0/100 & \times 100/103 & \times 100/120 & = 108,000\text{円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：	接面・方位※	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
	1.03	1.00	1.00	1.00	1.03

※ 接道方位：南

◇地域格差：	街路	接近	環境	行政	総合 (相乗積)
	1.00	1.00	1.20	1.00	1.20

イ 個別格差：	接面・方位※	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
	1.03	0.95	0.97	1.00	0.95

※ 二方路

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応状態等を考慮した。

オ 敷地権割合：登記上の敷地権割合による。

3 積算価格 (敷地権付建物の積算価格)

建物価格 (円) ア	敷地権価格 (円) イ	個別格差 (階層・位置・品等) ウ	積算価格 (円) (千円未満四捨五入) エ((ア+イ)×ウ)
6,252,000	4,277,000	0.98	10,318,000

ウ 個別格差：	階層※	位置	品等程度	その他	総合 (相乗積)
	0.98	1.00	1.00	1.00	0.98

※ 階層： 2階部分

Ⅱ 比準価格の試算

基準階の比準価格 (円/㎡) ア	個別格差 (階層・位置・品等程度等) イ	専有面積 (㎡) ウ	比準価格 (円) (千円未満四捨五入) エ(ア×イ×ウ)
176,000	0.98	79.95	13,790,000

ア 基準階の比準価格

近隣地域・同一需給圏内の類似地域にある同類型の区分所有建物の取引事例等を収集分析し、各種補正及び価格形成要因の比較を行って、基準階の専有部分の1㎡あたりの比準価格を下記のとおり査定した。

(取引事例)

番 号	①	②
所 在	池田市伏尾台5丁目	池田市神田1丁目
構 造	SRC造	RC造
階	8F/11F1B	1F/6F
面 積	約79㎡	約100㎡
建築時期	平成3年2月	昭和52年10月
取引時点	令和5年10月	令和5年7月
取引形態	売買	売買
事例価格	183,000円/㎡	214,000円/㎡
その他	3LDK	4LDK

(比準表)

番号	事例価格 (円/㎡) ア	事情 補正 イ	時点 修正 ウ	標準化 補正 エ	地域品 等比較 オ	建物品 等比較 カ	試算価格 (円/㎡) (千円未満四捨五入)
①	183,000	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{102}$	$\frac{100}{90}$	$\frac{100}{115}$	173,000
②	214,000	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{97}$	$\frac{100}{130}$	$\frac{100}{95}$	179,000
事情補正：取引形態の種別，取引に介在する特殊事情等を考慮 時点修正：近隣地域の区分所有建物の価格推移の傾向を考慮 標準化補正：取引事例の階層，位置，形状等を考慮 地域品等比較：利便性や周辺利用の状況等を考慮 建物品等比較：建物グレード，築年数，保守管理状況等を考慮							基準階の比準価格 (円/㎡) 176,000

イ 個別格差

前ページの敷地権付建物の個別格差（I 3ウ）と同じ。

Ⅲ DCF法による収益価格の試算

目的物件は賃貸借に供されている建物ではないが、その潜在的な収益力を把握するために、賃貸借を想定することにより、収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される正味純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、DCF法(Discounted Cash Flow法)による収益価格を以下のとおり査定した。

但し、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、更に競売による売却後の現実の賃貸借は、特定の当事者間の契約行為によるものであるため、必ずしも現行の賃貸条件に符合する内容が実現するものではない。

《 DCF法による価格査定表 》

5年間の 有効純収益 現価の合計	正味復帰価格の現価							収益価格
	6年目期末 有効純収益	最終還元 利回り	5年目期末 売却価格	売却費用 売却価格×5%	復帰価格 カ(エーオ)	複利 現価率 割引率 7.0%	正味復帰 価値現価 ク(カ×キ)	
	ア	ウ	エ(イ÷ウ)	オ	カ(エーオ)	キ	ク(カ×キ)	ケ(ア+ク)
2,977 千円 (31.9%)	749 千円	8.0%	9,363 千円	468 千円	8,895 千円	0.71299	6,342 千円 (68.1%)	9,319 千円 (100.0%)

ア・イ：分析期間中のキャッシュフロー表参照。

ウ 最終還元利回り： 後述の割引率を参考として対象物件の存する地域の特性及び社会・経済情勢等を考慮の上、上記のとおり査定した。

キ 複利現価率： 複利現価率に用いた割引率は、一般市場における収益物件の標準的な還元利回りを基準として査定した。

《 分析期間中のキャッシュフロー表 》

(単位：千円)

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
ア 収入	支払賃料	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056
	共益費収入	96	96	96	96	96
	駐車場収入	0	0	0	0	0
	その他収入	0	0	0	0	0
	可能総収益	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152
	空室損失	△ 58	△ 58	△ 58	△ 58	△ 58
	貸倒損失	0	0	0	0	0
	有効総収益	1,094	1,094	1,094	1,094	1,094
イ 支出	維持管理費	100	100	100	100	100
	修繕費	159	159	159	159	159
	公租公課	76	76	76	76	76
	損害保険料	10	10	10	10	10
	その他	0	0	0	0	0
	運営支出合計	345	345	345	345	345
	資本的支出	100	0	0	0	0
総費用合計		445	345	345	345	345
ウ 経費率 (運営支出／可能総収益)		30%	30%	30%	30%	30%
エ 有効純収益		649	749	749	749	749
オ 複利現価率 (割引率7.0%)		0.93458	0.87344	0.81630	0.76290	0.71299
カ 有効純収益の現価		607	654	611	571	534

IV 評価額の決定

1 試算価格の調整

積算価格・比準価格・収益価格が下記のとおり算定された。

本件においては、市場の取引動向・実態等を考慮して、積算価格に30%、比準価格に60%、収益価格に10%のウェイト付けを施して、端数を整理の上、下記のとおり調整した。

	占有減価前 の試算価格(円) ア	占有減価 イ	試算価格(円) (千円未満四捨五入) ウ＝ア×イ
① 積 算 価 格	10,318,000	1.00	10,318,000
② 比 準 価 格	13,790,000	1.00	13,790,000
③ 収 益 価 格			9,319,000
④ 調整後の価格 (千円未満四捨五入)	12,301,000		

イ 占有減価：

本件の場合は減価不要であり、1.00とした。

2 評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額の減価並びにその他の控除減価（敷金等）を考慮して評価額を求めた。

調整後の 価格(円) ア	市場性 修正 イ	競売市場 修 正 ウ	滞納管理費等 相当額の減価 エ	その他の控除 減価(敷金等) オ	評価額(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ×オ
12,301,000	0.97	0.70	1.00	0	8,350,000

イ 市場性修正：過去の土地利用履歴による需要減退の可能性を考慮した。

ウ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

エ 滞納管理費等相当額の減価：本件では不要と判定した。

オ その他の控除減価(敷金等)：本件の場合は不要。

第6 参考価格資料

1 地価調査 川西（県）-9

所 在 : 川西市出在家町146番34 「出在家町9-3」
価 格 : 131,000円／m²
位 置 : 能勢電鉄妙見線 絹延橋駅 北方 約500m（道路距離）
価格時点 : 令和6年7月1日
地 積 : 123m²
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接面街路 : 南: 約7.5m市道
用途指定等 : 準工業地域（建ぺい率60%, 容積率200%）
地域の概要 : 小規模一般住宅の中に農地も見られる住宅地域

2 固定資産税評価額 （令和6年度）

物件 1 : 207,381,000円 （土地の符号1:177番1, 持分:1214／100000）
3,962,300円 （建物:専有部分）

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 間取略図

以 上

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 池田市木部町177番地1

建物の名称 サンロイヤル池田

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 木部町177番1の212

建物の名称 212号

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 2階部分 79.95平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 池田市木部町177番1

地 目 宅地

地 積 3539.65平方メートル

(敷地権の表示)

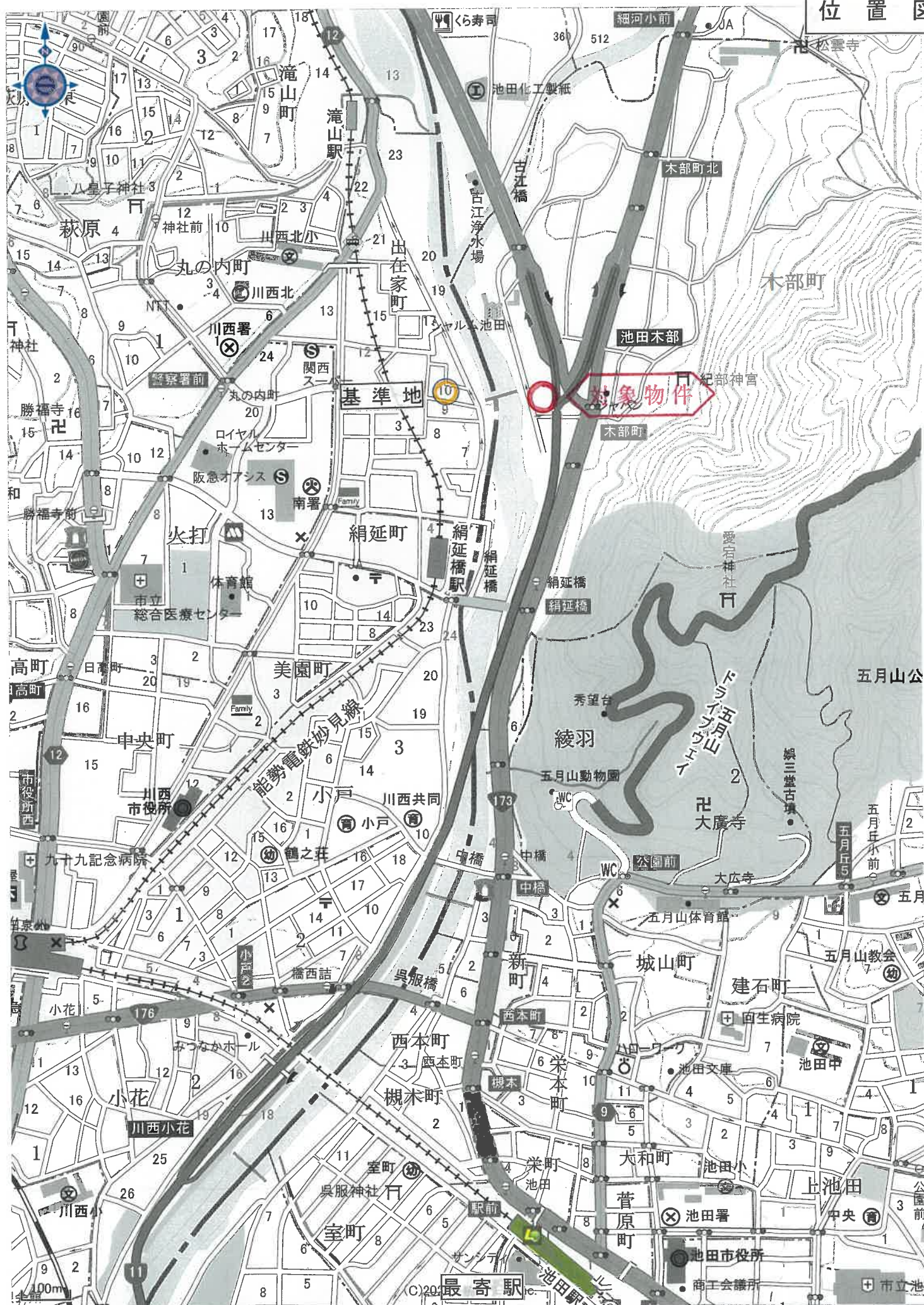
土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 10万分の1214



位置図



公図写



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
木部町

請求部	所在	池田市木部町			地番	177番1		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局池田出張所管轄)

令和6年11月7日

東京法務局

地図整理番号：M80352

登記官

(1/2)

164-5
165-1
167-1
167-3
168-3
168-4
173-1
181-4
182-6
182-7
199-4
208-5
209-2
217-1
217-4
217-5
217-8
217-9
224-2
水
水
30-4
203-6
203-13
水
195-10
168-2
167-2
167-2
164-7
655-8
175-4
170-2
169-2
水
177-18
177-20
177-3
670-3
652-12

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 (大阪法務局池田出張所管轄)
 令和6年11月7日 東京法務局

登記簿

15.10.21
 地積測量図

177-1 189-12-177-15

地番

177-1・177-15

土地の所在
 池田市木部町

座標求積表

地番	座標	X	座標	Y	座標	辺長
No.	座標	X	座標	Y	座標	辺長
K4	金目園系	-128717.133	100105.319			11.13
K5	金目園系	-128728.078	100107.355			20.81
K6	金目園系	-128748.499	100111.386			4.69
K43		-128746.806	100115.764			31.45
合計			150.133918			
面積			75.0669590			
地積			75.06	㎡		

地番	座標	X	座標	Y	座標	辺長
No.	座標	X	座標	Y	座標	辺長
K4	金目園系	-128717.133	100105.319			11.13
K5	金目園系	-128728.078	100107.355			20.81
K6	金目園系	-128748.499	100111.386			4.69
K43		-128746.806	100115.764			31.45
合計			150.133918			
面積			75.0669590			
地積			75.06	㎡		

804530

対象物件

④ 177-1

④ 177-15

作製者

申請人

縮尺 1/500

15年5月10日(製)

登記年月日：平成16年8月6日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年12月19日 大阪法務局池田出張所

大阪法務局池田出張所

2000

請求番号：29-3

A4判に縮小

17

圖面階各

家屋番号	木部町 177-1-212
------	------------------

池田市木部町177番地1・177番地15-

建区

建物の存する部分の階

積床區分建物

对象物件

求積値	
13.00 × 6.15 =	79.9500
	79.9500
表面積	79.95 m

建物番号 212

人壽保險

縮尺 $\frac{1}{500}$

100

製 作

縮尺 $\frac{1}{1000}$

(大阪土地家屋調査士会)

平成16年8月6日登記

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局池田出張所管轄)
令和6年11月7日 東京法務局

令和6年11月7日 東京法務局

說明書

地圖整理番号: M80351

圖面平階各

一 陳家居始

$\left[\begin{array}{cc} 199-1-101 & 199-1-112 \\ 199-1-110 & 199-1-114 \end{array} \right]$

100-1-201
100-1-214

[177-1-301
2
177-1-314

[177-1-414
177-1-401]

415-1-661
125-1-661

197-1-601
197-1-614

作製者

平成16年10月4日(作製)



申請人

縮尺



罐 尺

1000/

(大阪土地家屋調査士会)

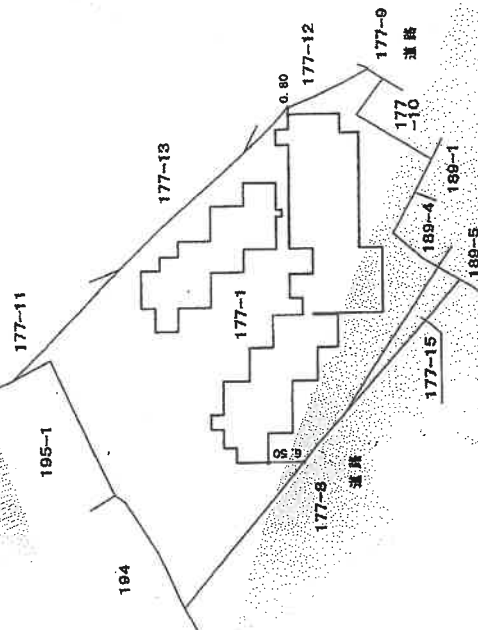
A4判に縮小

建築物平面図 16.10.6

家屋番号

池田市木部町177番地1・177番地15

307764



間取略図

